

2021年3月

## 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」 の変更について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（以下「FIT法施行規則」といいます。）の一部が改正され、2021年4月1日に施行されることから、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）を、2021年4月1日以降変更いたします。

つきましては、契約要綱の変更概要等を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ○変更概要

2021年4月1日実施の契約要綱について、2020年4月1日実施の契約要綱からの主な変更点は以下の通りです。

項番	項目	変更の概要
2	要綱の変更	改正民法における定型約款変更の要件を規定しました。
附則3	電力受給の制限または中止に関する特別措置	今回のFIT法施行規則の改正に合わせて、FIT法施行規則において、特例または経過措置が適用されている場合の規定を見直しました。
附則4	損害賠償等に関する特別措置	今回のFIT法施行規則の改正に合わせて、FIT法施行規則において、特例または経過措置が適用されている場合の規定を見直しました。

以上